■ 同一建物減算について(第1号訪問事業・A2:従前相当サービス)

令和6年の介護報酬改定により、訪問介護における同一建物減算に新たな区分(-12%)が新設されました。

指定介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)については、第1号訪問事業の提供総数のうち、同一敷地住居等へのサービス提供を占める割合が90%を算定期間内に超えた場合で、正当な理由がない場合は、福岡県介護保険広域連合へ届出が必要となります。(割合の計算は訪問介護と訪問型サービスは別々に行ってください。)

・算定期間(令和7年度)

			前期	後期
判定期間	開	始	3月1日から	9月1日から
	終	了	8月31日まで	翌年2月末日まで
提出	期	限	10月17日まで	翌年3月15日まで
減算適用	開	始	11月1日から	翌年4月1日から
期間	終	了	翌年3月31日まで	翌年9月30日まで

・ 12%減算となる条件

事業所ごとに、判定期間に第1号訪問事業(A2:従前相当サービス)を利用した利用者のうち…

同一建物内に居住する利用者(利用実人数) ※1

 $- \times 1 \ 0 \ 0$

事業所における判定期間に第1号訪問事業(A2)を提供した利用者数(利用実人数)

この割合が90%を超える場合は届出が必要となります。

- ※1 同一の建物に20名以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く)に居住する者及び、 同一敷地内建物等に50名以上居住する建物に居住する利用者を除く。
- ※ 2 上記の割合が90%を超えない場合は提出不要ですが、計算に用いた資料は必ず5年間は事業所で保存をお願いします。

・割合が90%を超える場合の"正当な理由"について(例)

- ・特別地域訪問介護加算を受けている事業所
- ・ 判定期間の1月あたりの訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- ・その他正当な理由として福岡県介護保険広域連合長が認めた場合

・提出書類(様式は広域連合ホームページに記載しています。)

福岡県介護保険広域連合ホームページ(https://www.fukuoka-kaigo.jp)

- → 各種申請・手続様式
 - → 介護保険事業者の方
 - → 総合事業関係様式

→ 4. 加算関係

→・4 - 1 0 _総合事業(介護予防相当サービス)(EXCEL ファイル)

No.	様式番号	様式名
1	別紙50	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
2	別紙1-4-2	介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等一覧表
3	別紙10	訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

併せて「正当な理由」がある場合は、それがわかるもの。(特別地域加算の場合を除く)

・申請方法

郵送	 次の場所までご郵送願います。 〒812-0044 福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館3F 福岡県介護保険広域連合 指定指導課 指定係 					
電子申請	・広域連合の電子申請にログイン後、各種届出(変更・更新等)からファイル送信してください。 提供サービス1 指定申請状況1 指定有効期限1 通知 詳細情報 登録情報変更 各種届出(変更・更新等) 集団指導 設定 「けあすき」 研修					
メール	 次のアドレスまで添付ファイルを付けて送信願います。 shitei@fukuoka-kaigo.jp 					

・その他

該当するにもかかわらず、届出を当広域連合に行っていない場合は、後日過誤手続きをとっていただく 場合がありますのでご留意願います。